

説明会での主な質問と回答
東京都市計画道路幹線街路放射第32号線 事業概要及び測量説明会

日時： 第1回 平成31年3月5日（火） 19:00～20:20
第2回 平成31年3月13日（水） 19:00～20:20
場所： 墨田区立錦糸小学校体育館（第1回）
墨田区立柳島小学校体育館（第2回）

【都市計画線について】

- Q1 今回の整備区間は、四ツ目通りよりも西側にのみ拡幅する計画と考えて良いか。
- A1 今回の区間においては、都市計画線が四ツ目通りよりも西側に広がる計画となっています。ただし、東側にも広がるかどうか、正確なことは測量を行ってからでないと分かりません。

【本事業について】

- Q2 昭和21年に最初の計画決定がなされたということだが、これまでに計画の見直しなどは行われているのか。
- A2 昭和21年に最初の計画が決定されたのち、これまでに計画幅員の縮小や計画の必要性の検証を何度か行ってきており、最近では「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28年3月）において、本区間の必要性を検証したうえで、今後10年間で優先的に整備すべき路線として選定されました。
- Q3 四ツ目通りを西側に約5メートル拡幅する計画ということだが、西側の歩車道のみが拡幅されるということか。
- A3 基本的には、両側の歩道を現在よりも広い幅で整備し、車道を全体的に西側に振ることになると思います。今後、交通管理者（警視庁）と協議しながら決定していきます。
- Q4 今回の事業に関する予算はいくらくらいになるのか。
- A4 予算については、今後の測量等の調査および検討を踏まえて算定していくため、現時点では算出していません。

【測量作業について】

- Q5 実際に用地測量を行う際に、住民または土地所有者等が準備しておくものはあるか。
- A5 土地に関する既存の測量資料等がある場合は、提示をお願いします。

【その他】

- Q6 都市計画線内の土地を売却する際には、東京都に届出は必要か。
- A6 東京都が事業認可を取得する前は不要ですが、事業認可を取得した後は必要になります。
- ただし、都市計画線内に土地が含まれ 200 m²以上の土地を売却する場合には、事業認可を取得する前にも「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき区に届出が必要になります。